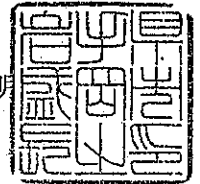


岩手県盛岡市盛岡駅前通16番14号  
特定非営利活動法人岩手県調査業協会  
会長 菅野哲夫

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第42条の規定により、同法第29条の規定による事業報告書等（同法第28条第1項に規定する「事業報告書等」をいう。以下同じ。）の提出がなされていない事案について、次のとおり改善を命じます。

平成31年4月9日

盛岡市長 谷藤裕明



1 改善命令事項

所轄庁に提出をしていない事業報告書等（平成27年度、平成28年度及び平成29年度の計3事業年度）及び改善に係る結果等の書面（改善報告書）を、平成31年4月23日までに提出すること。

2 改善命令の原因となる事実

3年以上にわたり事業報告書等の提出をしていない。

付記1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、盛岡市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、盛岡市を被告として（訴訟において市を代表する者は、盛岡市長となります。）、処分の取消の訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。